令和８年度　第１回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時　令和８年８月２４日（月）１５：００～
場所　新館１０階会議室

＜次　第＞

１　委員紹介

２　会長挨拶

３　協議

申請団体　認定 NPO 法人たすけあいの会ふれあいネットまつど（更新）
一般社団法人インナーピースケアステーションやしの実（更新）
社会福祉法人六高台福祉会（更新）

４　その他（今後の日程等）

５　閉会

＜配布資料＞

目 次

１ 次第・配布資料 ・・Ｐ１
２ 委員名簿 ・・・Ｐ２
３ 座席表 ・・Ｐ３
４ 登録事業者一覧 ・・・Ｐ４
５ 松戸市福祉有償運送運営協議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～６
６ 令和７年度 松戸市内福祉有償運送事業者実績一覧 ・・・・・・・・・・・・Ｐ７
７ 松戸市における福祉有償運送必要性に関する資料 ・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
８ 松戸市全体の人口推移と推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
９ 要介護・要支援認定者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
10 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数 ・Ｐ11
11 認知症高齢者数の現況と推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ12
12 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の推計 ・・・・・・・・・Ｐ13
13 松戸市内タクシー事業者及びその保有車両台数一覧 ・・・・・・・・・・・Ｐ14
14 福祉有償運送 運送対象要件（道路運送法施行規則第四十九条）　Ｐ15

松戸市福祉有償運送運営協議会事務局

（松戸市　福祉長寿部　福祉政策課　地域福祉担当室）

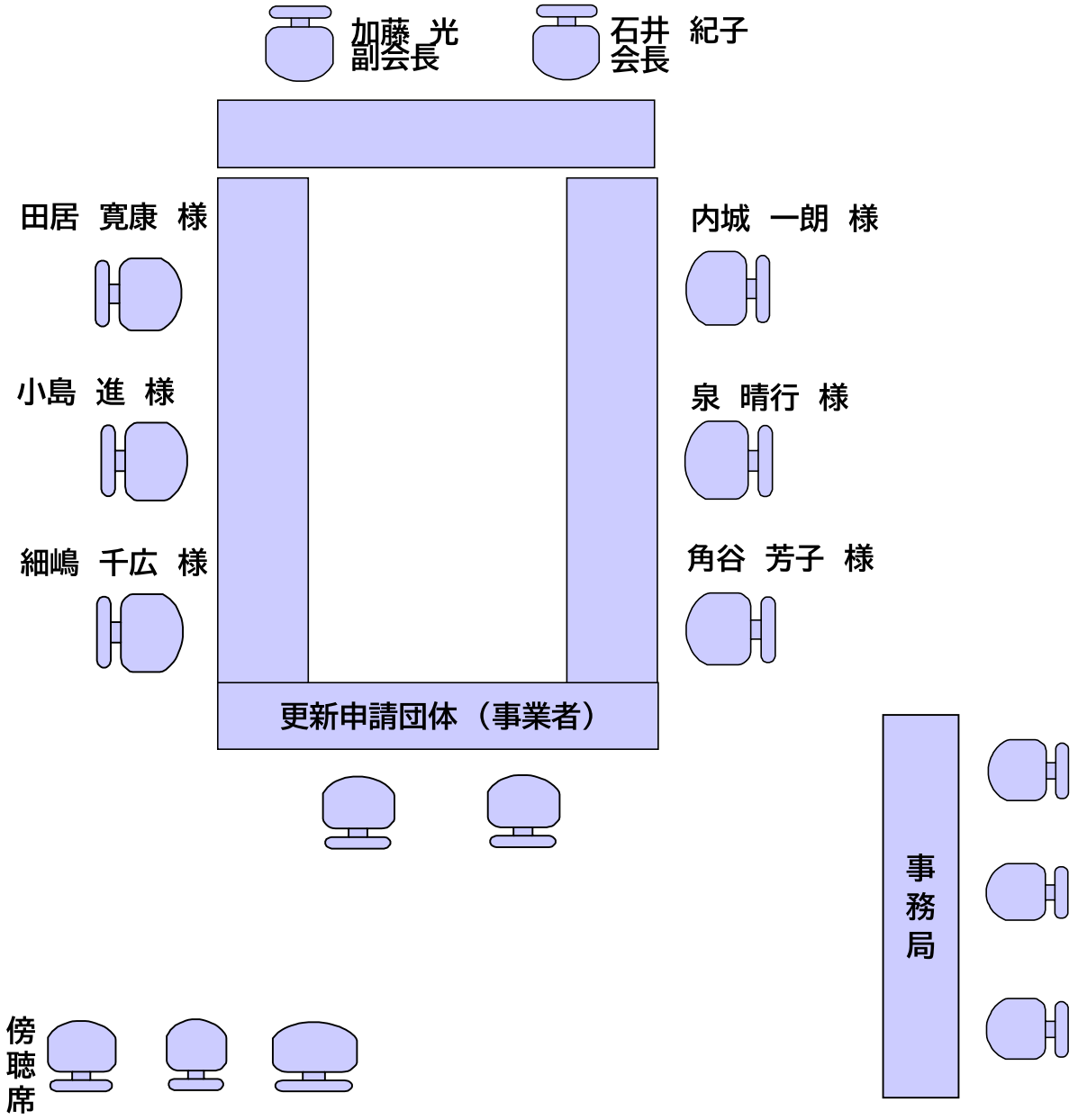
松戸市福祉有償運送運営協議会　委員名簿

（令和８年４月１日現在　敬称略）

区　　分		推薦機関・団体	職・氏名	備考
本市の職員		松戸市	福祉長寿部福祉政策課 地域福祉担当室長 加藤（かとう）　光（あきら）	
学識経験を有する者		聖徳大学	心理・福祉学部 社会福祉学科　准教授 石井（いしい）　紀子（のりこ）	
関係団体を代表する者	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	松戸地区タクシー運営委員会	コガネタクシー㈲ 常務取締役 田居（たい）　寛康（ひろやす）	
			京成タクシーウエスト㈱ 取締役　田中（たなか）　裕也（ひろや）	
	本市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	事務局長　細嶋（ほそじま）　千広（ちひろ）	
		特定非営利活動法人 かたつむりの家	理事長　小島（こじま）　進（すすむ）	
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	松戸地区タクシー運営委員会	京成タクシーウエスト㈱ 社内労働組合 委員長　内城（ないじょう）　一朗（かずお）	
	住民又は旅客	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	泉（いずみ）　晴行（せいこう）	
関係機関の職員		国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	運輸企画専門官 菅井（すがい）　規（ただし）	
市長が必要と認める者		松戸市ボランティア連絡協議会	副会長　角谷（かどや）　芳子（よしこ）	

委嘱期間：令和７年４月１日～令和９年３月31日

令和8年度第1回松戸市福祉有償運送運営協議会　座席表



入　口

新館10階会議室

令和8年　松戸市福祉有償運送 登録事業者 一覧（R8.6.1現在）

No	事業者名		郵便番号	住　所	電　話	FAX
	法人種別	団体名				
1	認定特定非営利活動法人	たすけあいの会ふれあいネットまつど	〒　270-2241	松戸市　松戸新田433-35	047-710-7450	047-710-5940
2	特定非営利活動法人	かたつむりの家	〒　270-2204	松戸市　六高台6-2-3	047-387-5215	047-387-5238
3	公益社団法人	松戸市シルバー人材センター	〒　271-0043	松戸市　旭町1-174	047-330-5005	047-330-5008
4	一般社団法人	インナーピース　ケアステーションやしの実	〒　270-2204	松戸市　六実5-12-8　ヒロハイム平和台101号	047-389-7688	047-389-7687
5	特定非営利活動法人	LIFACT	〒　270-0034	松戸市　新松戸4-65-1　ｱｲﾋﾞｽ新松戸ﾋﾞﾙ201号室	047-702-7080	047-343-7566
6	社会福祉法人	六高台福祉会	〒　270-2203	松戸市　六高台2-19-2	047-386-6357	047-387-8720
7	社会福祉法人	彩会	〒　270-0021	松戸市　小金原3-7-15	047-711-9640	047-711-9641

○松戸市福祉有償運送運営協議会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第30号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第51条の７に規定する運営協議会として、松戸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、福祉有償運送（省令第51条の福祉有償運送をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）　道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録（法第79条の６第１項の有効期間の更新の登録及び法第79条の７第１項の変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（2）　法第79条の12第１項第４号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項

（3）　福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者とする。

（1）　市長又はその指名する市職員

（2）　学識経験を有する者

（3）　関係団体を代表する者

（4）　関係機関の職員

（5）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第６条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第８条　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表２に次のように加える。

松戸市福祉有償運送運営協議会委員	日額　8,500円

附　則（令和３年３月29日松戸市条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月26日松戸市条例第12号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和7年度　福祉有償運送輸送実績

No	団体名	登録自動車数		会員数	走行（km）	輸送回数	運送収入（千円）	備考
		福祉車両（台）	セダン車両（台）					
1	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会 ふれあいネットまつど	2	27	148	27,511	2,432	2,477	
2	特定非営利活動法人 かたつむりの家		3	65	6,098	1,394	1,505	
3	公益財団法人 松戸市シルバー人材センター		3	93	5,360	434	1,273	
4	一般社団法人 インナーピース ケアステーション やしの実	1	1	7	382	14	35	
5	特定非営利活動法人 ＬＩＦＡＣＴ ホームヘルプてとて		4	26	2,006	126	289.0	
6	社会福祉法人六高台福祉会	3	1	26	1,690	374	2,745	
7	社会福祉法人彩会	7		10	310	38	100	
	計	13	39	375	32,702	4,812	8,424	

資料　松戸市における福祉有償運送事業の必要性

１　松戸市全体の人口推計・人口構成

本資料は、松戸市の総人口からみた高齢者の割合が確認できるものです。総人口に占める 65 歳以上人口の比率である高齢化率は、今後も上昇傾向が続くことが見込まれます。

一般的には加齢により身体等に不調が生じることから、高齢化率の上昇に伴い、移動制約者の数も増加することが考えられ、福祉有償運送による移動手段の確保が必要と考えられます。

２　松戸市の要介護・要支援者数の推移と推計

本資料は、要介護･要支援者の現況と推計を表したものになります。表のとおり、65 歳以上に対する認定率は減少に転じる時期があるものの、要介護・要支援認定者の数は増加傾向が続くとされており、福祉有償運送の対象者の増加につながると考えられます。

３　松戸市の障害者手帳所持者数の推移

本資料は、福祉有償運送の旅客となり得る身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数の推移を表したものになります。このうち、精神障害者保健福祉手帳所持者数と療育手帳所持者数は、年々増加しています。

福祉有償運送の旅客対象は、他人の介助によらず移動することが困難な者であり、かつタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な状況にある方ですが、これは様々な障害等に起因することから、障害者手帳所持者数の増加に伴い、福祉有償運送の必要性も高まると考えられます。

４　松戸市の認知症高齢者数の現況と推計

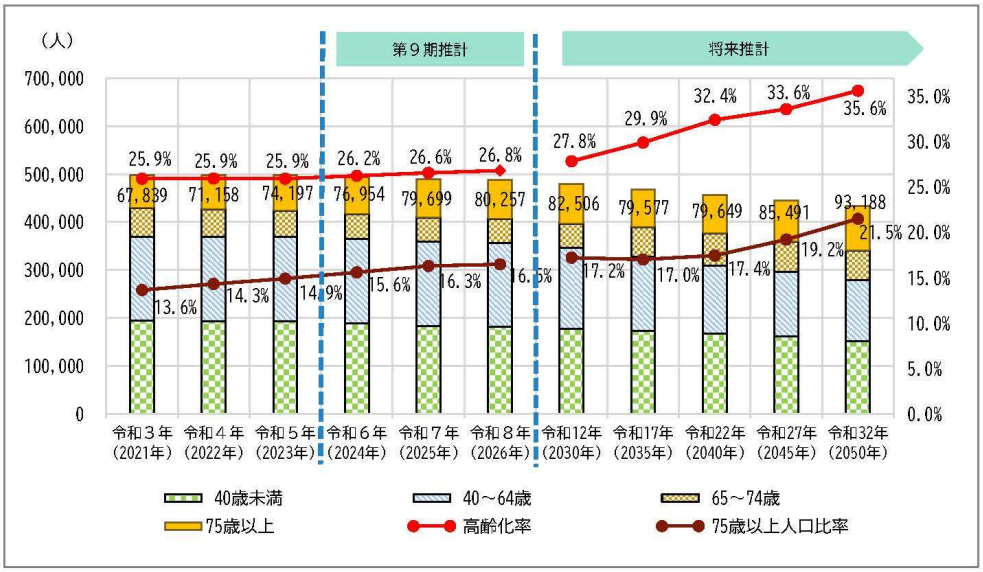
本資料は、認知症高齢者の現況と将来推計となります。認知症による判断能力の低下により、福祉有償運送の対象となり得る方の数となりますが、こちらも増加傾向にあるため、福祉有償運送の対象者の増加につながると考えられます。

５　松戸市の介護予防・日常生活支援総合事業対象者の推移と推計

本資料は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を表したものであり、福祉有償運送の対象となる方を含んだ数となります。過去３年間の実績値は減少していますが、今後は高齢化率の上昇に伴い対象者も増加すると見込まれており、福祉有償運送の必要性が高まることにつながると考えられます。

第２章　松戸市の高齢者をとりまく状況

松戸市全体の人口推計・人口構成



介護保険事業計画	第８期			第９期			将来推計				
年齢＼年度	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）	令和27年（2045年）	令和32年（2050年）
総人口（人）	497,614	497,411	497,993	493,594	489,208	487,268	479,507	468,018	456,514	444,941	433,662
40歳未満（人）	194,803	193,288	192,794	188,031	183,286	182,129	177,484	172,361	166,917	160,656	150,902
40～64歳（人）	173,795	175,129	176,141	176,065	175,990	174,498	168,531	155,711	141,717	134,856	128,327
65歳以上（人）	129,016	128,994	129,058	129,498	129,932	130,641	133,492	139,946	147,880	149,429	154,433
65～74歳（人）	61,177	57,836	54,861	52,544	50,233	50,384	50,986	60,369	68,231	63,938	61,245
75歳以上（人）	67,839	71,158	74,197	76,954	79,699	80,257	82,506	79,577	79,649	85,491	93,188
85歳以上（人）	19,498	20,943	22,017	23,276	24,528	25,892	31,360	37,563	36,264	33,743	31,440
高齢化率	25.9%	25.9%	25.9%	26.2%	26.6%	26.8%	27.8%	29.9%	32.4%	33.6%	35.6%
65～74歳人口比率	12.3%	11.6%	11.0%	10.6%	10.3%	10.3%	10.6%	12.9%	14.9%	14.4%	14.1%
75歳以上人口比率	13.6%	14.3%	14.9%	15.6%	16.3%	16.5%	17.2%	17.0%	17.4%	19.2%	21.5%
85歳以上人口比率	3.9%	4.2%	4.4%	4.7%	5.0%	5.3%	6.5%	8.0%	7.9%	7.6%	7.2%

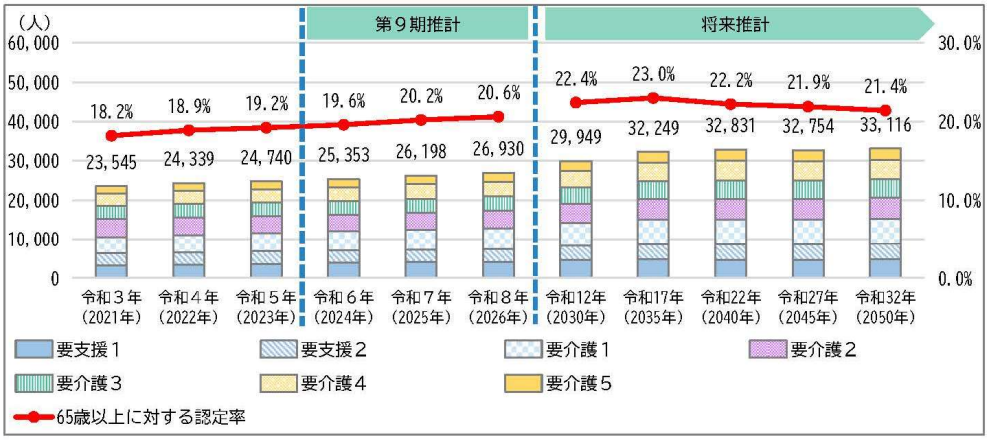
※各年10月1日現在
※令和３年～令和５年は住民基本台帳人口の実績
※令和６年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年）を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

第３節　要介護・要支援者数の推移と推計

第１節の人口推計や厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』等を用いて、要介護者・要支援者の現況と将来推計をまとめると、以下の表のとおりとなります。

65 歳以上人口に対する要介護・要支援認定率は、令和５年度は 19.2%ですが、介護の必要性が高まる 75 歳以上人口の増加に伴い上昇し、令和 17 年度で 23.0%とピークを迎え、令和 22 年度には若干下がり 22.2%と推計されます。一方、要介護者・要支援者の総数は、令和５年度は 24,740 人となっていますが、令和 12 年度には 29,949 人、令和 22 年度には 32,831 人になる等、増加傾向が続くと推計されます。

要介護者・要支援者の現況と将来推計



介護保険事業計画	第８期			第９期		
年度 / 要介護度	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）
要介護者・要支援者総数（人）	23,545	24,339	24,740	25,353	26,198	26,930
65 歳以上に対する認定率	18.2%	18.9%	19.2%	19.6%	20.2%	20.6%
要支援１（人）	3,199	3,442	3,585	3,827	4,000	4,115
要支援２（人）	3,087	3,107	3,233	3,227	3,280	3,334
要介護１（人）	4,271	4,564	4,722	4,998	5,194	5,355
要介護２（人）	4,591	4,459	4,410	4,224	4,316	4,440
要介護３（人）	3,470	3,527	3,465	3,479	3,575	3,661
要介護４（人）	3,021	3,248	3,311	3,523	3,703	3,831
要介護５（人）	1,906	1,992	2,014	2,075	2,130	2,194

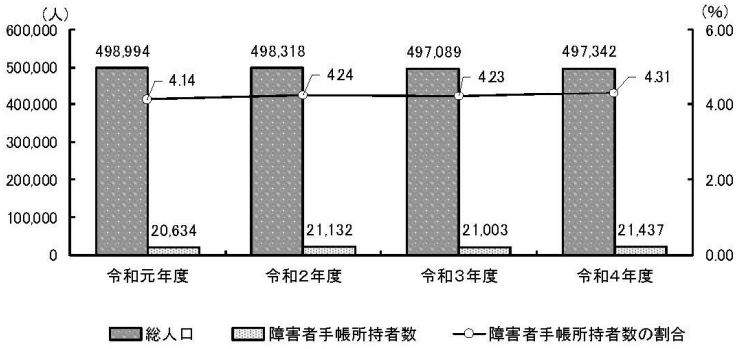
将来推計				
令和 12 年（2030 年）	令和 17 年（2035 年）	令和 22 年（2040 年）	令和 27 年（2045 年）	令和 32 年（2050 年）
29,949	32,249	32,831	32,754	33,116
22.4%	23.0%	22.2%	21.9%	21.4%
4,523	4,711	4,612	4,648	4,751
3,652	3,879	3,925	3,944	4,018
6,002	6,453	6,447	6,418	6,474
4,926	5,282	5,355	5,350	5,424
4,097	4,495	4,694	4,657	4,677
4,308	4,732	4,941	4,909	4,936
2,441	2,697	2,857	2,828	2,836

※各年 10 月１日時点
※令和３年～令和５年は実績（介護保険事業報告のデータ）
※令和６年度以降は、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』により推計

１　人口、障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は令和元年度から増減を繰り返し、令和４年度では21,437人となっています。また、令和４年度における総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、令和元年度から0.17ポイント増の4.31％となっています。

人口、障害者手帳所持者数の推移



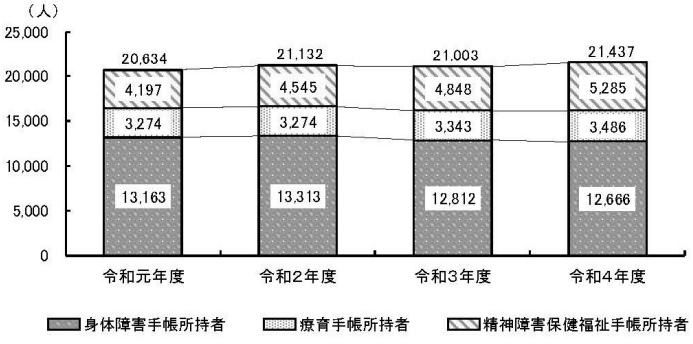
資料：人口は住民基本台帳（各年度３月末現在）
障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度３月末現在）

２　障害のある人・子どもの現状

（１）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別では、身体障害者手帳の所持者数は令和２年度以降から減少傾向にあり、令和４年度で12,666人となっています。一方で、療育※手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、3,486人、5,285人となっています。

障害者手帳別の所持者数の推移



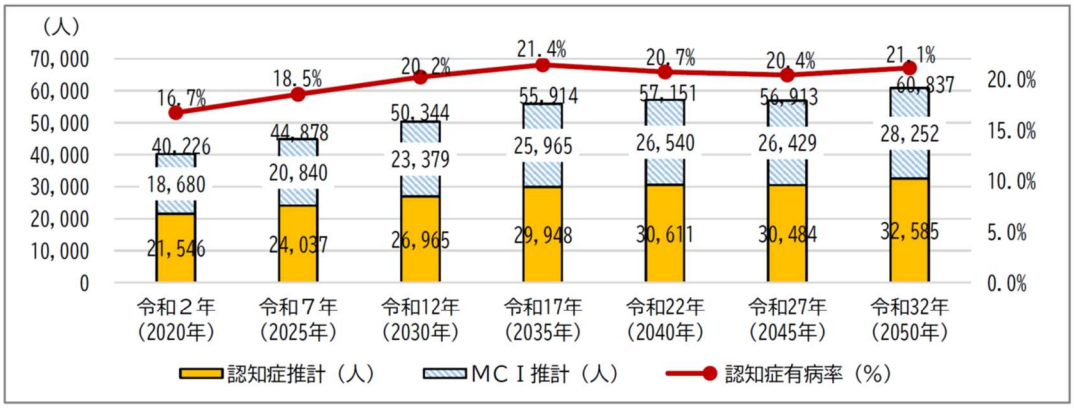
資料：庁内資料（各年度３月末現在）

第４節　認知症高齢者の推移と推計

急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は、令和２年で約 21,000 人ですが、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年には約 24,000 人、令和 12 年には約 27,000 人となり、高齢者の５人に１人が認知症になると見込まれています。

軽度認知障害（ＭＣＩ※）の高齢者数も増加する見込みです。

認知症高齢者数等の現況と将来推計



年度	令和２年（2020 年）	令和７年（2025 年）	令和 12 年（2030 年）	令和 17 年（2035 年）	令和 22 年（2040 年）	令和 27 年（2045 年）	令和 32 年（2050 年）
65 歳以上人口（人）	129,016	129,932	133,492	139,946	147,880	149,429	154,433
認知症（人）	21,546	24,037	26,965	29,948	30,611	30,484	32,585
認知症有病率	16.7%	18.5%	20.2%	21.4%	20.7%	20.4%	21.1%
軽度認知障害（人）	18,680	20,840	23,379	25,965	26,540	26,429	28,252
軽度認知障害割合	14.5%	16.0%	17.5%	18.6%	17.9%	17.7%	18.3%
認知症、軽度認知障害合計（人）	40,226	44,878	50,344	55,914	57,151	56,913	60,837

※認知症：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度　厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業　九州大学　二宮教授）を基に松戸市の高齢者数を乗じた

※認知症有病率、軽度認知障害割合から算出し、四捨五入しているため、内訳と合計の人数は必ずしも一致しない

※軽度認知障害：「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（平成 23 年度～平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業　筑波大学　朝田教授）を基に認知症高齢者数の 86.7%と仮定し算出

第５節　事業対象者の推移と推計

平成 27 年から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者※の現況と将来推計をまとめると、次の表のとおりとなります。

令和３年に 755 人、令和５年は 543 人となっており、短期的には減少傾向にありますが、今後の高齢化の進展に伴って将来的には増加すると見込まれております。

介護予防・日常生活支援総合事業は生活機能の維持改善を図り要介護状態となることを予防し、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくための事業であることから、より一層制度の周知を図り、必要に応じた適切な利用を推進します。

事業対象者数の現況と将来推計一覧表

（単位：人）

介護保険事業計画		第８期			第９期			将来推計				
年齢＼年		令和３年 (2021 年)	令和４年 (2022 年)	令和５年 (2023 年)	令和６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)	令和８年 (2026 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)
全体		755	618	543	593	620	648	696	758	828	883	959
65～69 歳		19	13	9	10	10	11	12	13	14	15	16
70～74 歳		67	55	38	41	43	45	49	53	58	62	67
75～79 歳		134	103	95	104	108	113	122	133	145	154	168
80～84 歳		211	181	162	177	185	193	208	226	247	263	286
85～89 歳		237	194	173	189	198	206	222	241	264	281	306
90 歳以上		87	72	66	72	75	79	85	92	101	107	117
男性		238	202	174	190	199	208	223	243	265	283	307
男性	65～74 歳	35	29	22	24	25	26	28	31	34	36	39
男性	75 歳以上	203	173	152	166	174	181	195	212	232	247	268
女性		517	416	369	403	421	440	473	515	563	600	652
女性	65～74 歳	51	39	25	27	29	30	32	35	38	41	44
女性	75 歳以上	466	377	344	376	393	411	441	480	525	559	608

※令和５年までは実績値（各年 10 月１日）

※令和６年以降は人口推計を基に令和５年度からの変化率により男女別・年齢区分別に算出、さらに介護予防・日常生活支援総合事業の見込を基に算出した事業対象者の増加数を加え推計値とした

※四捨五入を行っているため、年代・性別の合計と全体の合計は必ずしも一致しない

■松戸市内タクシー事業者の総車両数とUDタクシー保有台数

（R7年3月末現在）

No.	社名		総車両数	内ＵＤ	その他
1	法人	京成タクシー松戸東(株)	152	120	R7.3.1～京成タクシーウエスト株式会社
2	法人	京成タクシー松戸西(株)			R7.3.1～京成タクシーウエスト株式会社
3	法人	マツドタクシー(株)イースタン	92	3	
4	法人	(株)櫟山交通	79	0	
5	法人	(株)ダブリュータクシー	41	15	
6	法人	小金タクシー(有)	28	7	
7	法人	花嶋タクシー(有)			R5.4.4事業廃止
8	法人	(有)石原タクシー			R5.4.4事業廃止
9	法人	(有)マイスター	8	0	
10	法人	(有)東葛運転代行社	21	0	
11	個人	東葛個人タクシー協同組合	27	0	
12	個人	久保田タクシー	1	0	
		計	449	145	32.29%

※UD：ユニバーサルデザイン

昭和二十六年運輸省令第七十五号

道路運送法施行規則

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送法施行法（昭和二十六年法律第百八十四号）に基き、並びにこれらの法律を実施するため、道路運送法施行規則を次のように定める。

第四章　自家用自動車の使用

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）

二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者

ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者

ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ホ　介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者